

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	22 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	13 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	42 件
国民年金関係	16 件
厚生年金関係	26 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成9年11月、同年12月、14年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正する必要がある。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年4月から49年12月まで
② 平成9年11月及び同年12月
③ 平成14年2月及び同年3月

昭和45年4月に会社を退職し、実家のA店の手伝いをしていた。家族も国民年金に加入し、区役所の男性職員が毎月集金に来ていたので、母がその職員に国民年金の加入手続をした。当時、母が家計を預かっており、月末には兄弟の分をまとめて現金で一人300円ぐらいを現金で支払い、領収書ももらっていたと記憶している。

結婚後は区役所から納付書が送付されてきていたので、私か、夫がB区のC銀行か、D銀行に出向いて、毎月、平成9年当時は一人1万2,000円ぐらい、14年当時は1万3,000円ぐらいの保険料を二人分納付していた。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①の期間について、申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の母親も亡くなっていることから、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年6月に払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付できないほか、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、当時同居していた兄弟4人分の保険料をまとめて納付

していたと述べているが、保険料の納付が確認できるのは長兄の分だけである。

- 2 申立期間②及び③の期間について、申立人は、昭和 52 年 4 月の国民年金加入後、事業不振による 15 か月の未納はあるものの、その他に未納が無く、平成 11 年度以降、国民年金保険料の全額又は半額免除を 7 回にわたり申請し、全額申請免除された期間について 3 年後に加算保険料を追納するなど、納付意識が高かったことがうかがえる。

また、申立期間③の期間については、平成 14 年 5 月に平成 11 年度の免除期間に係る追納申請していることから未納であったとは考え難い。

さらに、当時保険料を納付していたとする金融機関の存在は確認でき、申立人が納付していたとする保険料の金額もおおむね一致する。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成 9 年 11 月、同年 12 月、14 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 8 月から同年 10 月までの期間及び 52 年 6 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 8 月から 51 年 5 月まで
② 昭和 52 年 6 月

申立期間①は、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を A 市役所で納付し、また、申立期間②は、妻が同様に B 市 C 区役所で納付したはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間については、国民年金保険料をすべて納付している上、婚姻後の昭和 46 年 5 月以降、両申立期間を含め厚生年金保険と国民年金への切替手続を 5 回とも適切に行っており、国民年金に関する意識は高かったものと考えられる。

また、申立人とその妻の国民年金手帳記号番号は、昭和 47 年 4 月に夫婦連番で払い出されている上、申立期間①のうち 50 年 8 月から同年 10 月までの期間及び申立期間②は、申立人の厚生年金保険から国民年金への切替手続直後であり、申立人の妻も一緒に国民年金に再加入していることから、申立人の妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付したとする申立内容に不自然さは見られない。

さらに、申立人は申立期間②直後の昭和 52 年度に係る国民年金保険料を納付しているが、年度内に一部未納期間があった場合に保存されるべき特殊台帳は無く、52 年度の国民年金加入期間について、保険料をすべて納付していることがうかがわれる。

一方、申立期間①のうち昭和 50 年 11 月から 51 年 5 月までの期間については、申立人及びその妻は共に国民年金の未加入期間となっており、申立人が

50年11月にB市に転居した際に国民年金の転入手続を行った形跡は見られない。

加えて、当該期間において申立人は、法人事業所の役員となっており、当該事業所が厚生年金保険の適用を受ける前ではあるものの、役員になったのを契機に国民年金資格の喪失が行われた可能性がうかがえるほか、B市における申立人の国民年金被保険者名簿が確認できないなど当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年8月から同年10月までの期間及び52年6月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 8 月から同年 10 月までの期間及び 52 年 6 月から 53 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 8 月から 51 年 5 月まで
② 昭和 52 年 6 月から 53 年 3 月まで

申立期間①は、私が夫と夫婦二人分の国民年金保険料を A 市役所で納付し、また、申立期間②は、私が同様に B 市 C 区役所で納付したはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間については、国民年金保険料をすべて納付している上、婚姻後の昭和 46 年 5 月以降、両申立期間を含め厚生年金保険と国民年金への切替手続又は申立人の夫の厚生年金保険資格喪失に伴う国民年金の加入手続を 3 回とも適切に行っており、国民年金に関する意識は高かったものと考えられる。

また、申立人とその夫の国民年金手帳記号番号は、昭和 47 年 4 月に夫婦連番で払い出されている上、申立期間①のうち 50 年 8 月から同年 10 月までの期間及び申立期間②は、申立人の夫の厚生年金保険から国民年金への切替手続直後であり、申立人も一緒に国民年金に再加入していることから、申立人が夫婦二人分の国民年金保険料を納付したとする申立内容に不自然さは見られない。

さらに、申立期間②のうち、昭和 52 年 7 月から 53 年 3 月までの期間は、一緒に納付したとする申立人の夫は国民年金保険料を納付していることが確認できる。

一方、申立期間①のうち昭和 50 年 11 月から 51 年 5 月までの期間については、申立人及びその夫は共に国民年金の未加入期間となっており、申立人が 50 年 11 月に B 市に転居した際に国民年金の転入手続を行った形跡は見られな

い。

加えて、当該期間において申立人の夫は、法人事業所の役員となっており、当該事業所が厚生年金保険の適用を受ける前ではあるものの、役員になったのを契機に国民年金資格の喪失が行われた可能性がうかがえるほか、B市における申立人の国民年金被保険者名簿が確認できないなど当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年8月から同年10月までの期間及び52年6月から53年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年3月まで

申立期間のうち昭和37年3月までについては、親が国民年金の加入手続や支払をしてくれていたが、いつ手続したか、どのように支払っていたかについては全く分からない。しかし国民年金には、母親と弟も同時に加入し保険料は完納している。

申立期間のうち昭和37年4月以降については、同月に婚姻後、姑が家計を握っていたので自分では保険料を納めていない。自分で保険料を納めるようになったのは、50年代に入ってからである。しかし夫は、婚姻後も未納は無くすべて納付している。

いずれも領収書等は残っていないが、納付事実を認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間のうち昭和37年3月までについて、同居していた母親が国民年金保険料を納付していたと主張しており、申立人の母親は昭和36年4月の国民年金への加入以降、満60歳到達時までの保険料をすべて納付しているほか、申立人と同居していたその弟は、国民年金加入期間の当初から納付済みとされており、「自分の保険料も母親が納付していたので、姉の保険料が支払われていないことは無いと思う。」と供述している。

また、申立人、申立人の母親及び弟の国民年金手帳記号番号は連番で払い出されており、基本的に一緒に国民年金保険料を納付していたことが推認できる上、母親及び弟と同居し家業を手伝っていた申立人のみが未納とされていることは不自然である。

申立期間のうち昭和37年4月以降については、同月に婚姻後、同居していた姑が家計を管理していたため、申立人が自ら納付を始めたのは、50年4月

からと述べており、申立人の夫は 36 年 4 月の国民年金加入以降未納は無く、満 60 歳到達時までの保険料をすべて納付していることから、家業を手伝っていた妻である申立人のみが未納とされていることは不自然であり、申立人の国民年金保険料は夫の保険料と一緒に姑が納付していたものと推認できる。

さらに、申立人は申立期間の国民年金保険料の納付には関わっていないが、申立人の母親及び婚家の姑の国民年金保険料に係る納付意識は高かったと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から49年3月まで

申立期間のうち、昭和42年4月から同年6月までの国民年金保険料については父親がA町で納付していたが、同年7月以降の保険料については、同年6月に結婚して転居したB市C区の区役所で国民年金の住所変更手続きを行い、自分が郵便局で納付していたはずである。

また、昭和46年1月に国民年金の資格喪失の手続きを行っていないのに資格喪失とされている。49年前後に集金に来ていたB市職員に国民年金保険料を納付していたことを記憶している。

さらに、60歳の時にはB市C区役所から国民年金保険料が480か月納付済みで満額である旨のはがきが届き、そのはがきを友人にも見せたことがある。

領収書等の納付を確認できる資料は無いが、申立期間の国民年金保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和42年4月から同年6月までの申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の父親は、国民年金加入期間のすべてを納付しており、かつ、当時申立人と同居していた兄、その妻及び妹の国民年金加入期間についても、すべて納付されていることから、国民年金制度及び納付の意識が非常に高い家庭であったと認められる上、兄嫁から「D農業協同組合（現在は、E農業協同組合）の義父の組合員勘定口座から申立人の保険料も納付していたと思う。」との供述が得られたことから、申立人の申立内容に不自然さはみられない。

また、同農業協同組合によると、「当時申立人の父親の組合員勘定口座が存在していたと推定されること、及び組合員勘定口座を持っている組合員は、家族全員分の国民年金保険料を当該口座から納付することが可能であった。」との供述が得られたことから、家族のうち申立人の国民年金保険料だけが未納となることは一般的には無かったと認められる。

- 2 一方、申立人が60歳になった平成15年ごろに、B市C区役所から国民年金保険料が480か月納付済みで満額である旨のはがきが届いたとの申立人の主張については、当時国民年金加入者に対して60歳の資格喪失月の翌月に「期間満了に伴う国民年金被保険者資格喪失通知書（国民年金についてのお知らせ）」というはがきを送付したことが社会保険事務所で確認できるものの、申立人には昭和56年4月から59年4月までの厚生年金保険被保険者期間があることなどから、国民年金保険料の納付月数を満額である480か月と記載したはがきを送付されることは考え難い。

また、申立期間は強制被保険者期間であり、申立人は被用者年金各法への加入事実が無いにもかかわらず、昭和46年1月10日に国民年金の被保険者資格を喪失したとされていることから、行政の事務的な過誤があったことは事実であるものの、申立人の所持している国民年金手帳の資格喪失年月日（昭和46年1月10日）は、社会保険事務所の被保険者台帳及びB市の被保険者名簿の記録といずれも一致していることから、申立期間のうち、46年1月から49年3月までの期間においては、申立人は国民年金に未加入であったことは否定できず、当該期間は国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、昭和42年7月以降は郵便局で納付していたと申し立てているが、B市では47年まで印紙検認方式による納付であったことから郵便局で納付することはできず、不合理であるほか、申立人が49年前後に集金に来ていたとするB市の職員については、41年から国民年金推進員として勤務し、47年当時B市C区を担当していたことが確認できるものの、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことまで推認することはできない。

加えて、申立期間のうち、昭和42年7月から49年3月までの期間については、併せて81か月と長期間である上、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和42年4月から同年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年11月から40年3月まで（定額保険料の納付）
② 昭和37年11月から62年6月まで（付加保険料の納付）

①の期間については、昭和37年11月に夫が会社を退職後、私がA市役所で私と夫の国民年金の加入手続をして、夫婦二人分の国民年金保険料を納付した。また、国民年金に加入後は、私がA市の集金人に夫婦二人分の保険料を自宅で納付していた。

しかし、昭和37年11月から38年3月までの国民年金保険料は、夫婦共に未納とされている上、昭和38年度及び39年度の保険料については、夫が納付済みとされているのに、私の保険料が未納とされていることは納得がいかない。

②の期間については、集金に来ていたA市の職員から国民年金保険料を上乗せすることができるという説明されていたこと、及び私たち夫婦が保険料を多く納付していると知人から言われたことを鮮明に覚えているので、付加保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している上、保険料の納付記録がある7年間は前納しており、保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人夫婦共に国民年金保険料の収納日の記録がある昭和42年1月から同年3月までの期間及び昭和43年度から53年度までの期間については、

いずれも夫婦同一日に納付していたことが確認できることから、申立人及びその夫は、基本的に夫婦一緒に保険料を納付していたものと考えられるところ、申立期間①のうち、38年度及び39年度について、申立人の夫は国民年金保険料を過年度納付していることから、申立人の同期間の保険料についても、夫の分と一緒に過年度納付したと考えるのが自然である。

しかしながら、申立期間①のうち、昭和37年11月から38年3月までの期間については、申立人が同時に納付していたと主張する夫の国民年金保険料が未納とされている上、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和40年4月ごろに払い出されたと推認でき、その時点では、当該期間の一部は時効により納付できない期間であり、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

一方、申立期間②については、申立期間が24年8か月と長期間であるほか、付加年金の制度は昭和45年10月から実施されたものであることから、申立期間②のうち、37年11月から45年9月までは付加保険料を納付することができない上、申立人は付加年金の加入手続及び付加保険料の納付についての記憶が明確でないため、その納付状況等が不明である。

さらに、申立人夫婦に係る社会保険庁の特殊台帳には、昭和48年度から53年度までの国民年金保険料の収納年月日に加えて、それぞれ前納に係る収納金額が記載されているが、これらの金額は夫婦共に、いずれも各年度4月に付加保険料を上乗せしない定額保険料を前納した場合の金額と一致している。

加えて、申立人が付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間②について、申立人の付加保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和38年4月から40年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

北海道国民年金 事案 750 (事案 49 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 42 年 3 月まで

当初の判断後、申立期間の国民年金の加入や国民年金保険料の納付について、私の姉、当時同居していた弟及び当時の夫の職場の同僚夫婦が知っていることを思い出したので、申立期間について国民年金保険料を納付した事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、①申立人の国民年金保険料の納付方法等に係る記憶が申立期間に特定されるものとは認められないこと、②申立人の申立期間における申請免除が申立人の当時の夫によって行われた可能性があること等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 19 年 12 月 26 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、当初の決定後に、申立人が当時の申立人の国民年金の加入や保険料の納付についての事情を知る者として名前を挙げた者のうち、①申立人の姉が、申立人と国民年金の加入や保険料の納付方法について会話した内容を具体的に記憶していること、②当時、申立人と同居していた申立人の弟が、申立人がその姉と国民年金について会話していたことを記憶しているとともに、申立人が義兄に「国民年金保険料を納付してきた。」と話していたところに直接立ち会っていたと供述していること、③申立人の姉が、昭和 36 年 4 月に国民年金の加入手続を行い、60 歳に達するまで国民年金保険料をすべて納付していることが確認できることなどを踏まえると、申立人の申立内容は不自然ではなく、基本的に信用できるものと考えられる。

また、申立人の、「当時は、自分も当時の夫も国民年金保険料が申請により免除されることなどは知らず、また、夫は読み書きが苦手で、役所の手続はす

べて自分がやっていたので、自分の知らないうちに夫が免除申請を行うことはあり得ない。」との供述は具体的であるとともに、申立人が今回名前を挙げた申立人の当時の夫の職場で同僚であった者に照会したところ、当時、申立人の夫の職場では、申立人が国民年金保険料を納付するために十分な額の給与が支給されていたことが確認できるなど、申立人が昭和41年4月から42年3月までの国民年金保険料について免除申請を行うべき事情は見当たらない。

さらに、社会保険庁の記録では、申立人は、昭和41年10月から42年3月までの期間は任意加入被保険者であったにもかかわらず、当該期間について全額免除とされているほか、申立人の当時の夫は、41年4月から同年6月までの期間は厚生年金保険被保険者であったにもかかわらず、国民年金強制加入被保険者とされた上、全額免除とされているなど、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがわれる。

加えて、申立人は申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しているとともに、60歳を過ぎた平成10年4月から11年6月までの期間について任意加入しているほか、昭和63年4月から平成6年6月までの期間について付加年金に加入するとともに付加保険料をすべて納付しているなど、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

北海道国民年金 事案 751

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年6月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年6月から50年12月まで

申立期間は独身で母親が国民年金保険料を納付してくれた。母親も申立期間は保険料が納付済みとなっており、弟も20歳になった時から納付している。

社会保険事務所の記録によると、昭和50年4月から同年12月までの保険料は当初納付されていたが、50年3月に国民年金の資格が喪失されており、当該期間の保険料は還付されたことになっているが、還付された記憶も無い。加入期間が未納なのに、未加入とされた期間に納付があったという記録自体が納付できないので、申立期間の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間すべてが国民年金の強制被保険者となる期間であるところ、①昭和50年4月から同年12月までの期間については、申立人の国民年金保険料が納付されていた事実が認められるが、51年4月に、国民年金の資格喪失に係る正当な事由が無いにもかかわらず、50年3月15日にさかのぼって資格喪失手続が行われていること、②還付決定日が51年5月26日であることから、申立期間の国民年金保険料が未納であれば、還付に先立ち未納期間分の保険料に充当処理されるはずであるが、その処理は行われておらず全額還付されていることが、社会保険事務所の記録から確認できることから、申立期間当時の行政側の事務処理に不自然さがみられる。

また、申立人及びその父の国民年金手帳記号番号は、昭和50年6月ごろに連番で払い出されており、申立人の父は特例納付により強制被保険者となった36年4月から41年12月までの国民年金保険料が納付済みとなっているほか、

申立期間に係る保険料も納付済みであることから、申立人のみ保険料を納付しなかったとは考え難い。

さらに、申立期間の前後において、申立人の住所や家業に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められない上、申立人の両親及び申立人の弟は、国民年金保険料を納付していることから、申立人のみ申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年2月及び同年3月

申立期間当時、私の父親は地区の納税貯蓄組合長を務めており、両親及び兄が国民年金保険料を納付していたことから考えると、同居していた私の保険料のみを納付していないことは考えられないので、納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は2か月と短く、申立人は、申立期間を除き60歳に到るまで国民年金保険料をすべて納付しているほか、厚生年金保険から国民年金への切替手続及び第1号被保険者から第3号被保険者への種別変更手続についても適切に行っている。

また、申立人が一緒に国民年金保険料を納付したとしている申立人の両親及び申立人の兄は、申立期間を含み60歳に到るまで、いずれも保険料を完納していることから、納付意識が高かった家庭であると考えられ、納税貯蓄組合長であったとする申立人の父親が、申立人の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

さらに、A町では、申立期間当時、申立人が居住していた地区に納税貯蓄組合が存在していたことを認めており、これらの納税貯蓄組合で国民年金保険料を取り扱っていたか否かは確認できなかったものの、国民年金に加入するよう組合員に勧奨することはあったとしている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和43年3月1日に、資格喪失日に係る記録を44年1月10日から43年8月10日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月1日から同年8月10日

昭和43年3月1日にA社に就職し、同年8月10日まで勤務していたが、社会保険事務所の記録では、同事業所における厚生年金保険被保険者期間が、同年8月1日から44年1月10日までとされ、他事業所で勤務していた期間と重複している。

A社における厚生年金保険の加入期間が間違っているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の従事業務、従事期間に関する申立内容に不自然な点が無いこと、A社の当時の専務が、「申立人は、申立期間にA社で勤務していた。」と供述していること、当該事業所の事業主が「申立期間当時、申立人が勤務するA社に係る職員の給与、社会保険適用等の事務は、親会社であるB社が行っていた。当時の両事業所の事業主は、従業員が厚生年金保険加入には特に気を配っていた。」と供述していること、及びA社の全同僚に申立期間に厚生年金保険被保険者期間が確認できることから判断すると、申立人は、申立期間にA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和43

年8月の社会保険事務所の記録から1万6,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社は、申立期間のうち、昭和43年3月1日から同年7月31日までの期間は適用事業所としての記録が無い。しかし、申立期間当時、同事業所は、法務局の商業登記により法人事業所であることが確認でき、申立人及び事業主の当時の従業員数に関する供述から5人以上の従業員が常時勤務していたと認められることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

1 申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。以下同じ）における資格取得日に係る記録を昭和45年2月21日に、資格喪失日に係る記録を46年3月20日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を45年2月から7月までは4万2,000円、同年8月及び同年9月は8万円、同年10月から46年2月までは8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のC社（現在は、D社。以下同じ）における資格取得日に係る記録を昭和50年7月1日に、資格喪失日に係る記録を同年11月21日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年2月21日から46年2月21日まで
② 昭和50年7月1日から同年11月21日まで

A社に勤務していた昭和45年2月21日から46年2月20日までの期間及びC社に勤務していた50年7月1日から同年11月20日までの期間について、厚生年金保険の加入記録を照会したところ、当該期間は厚生年金保険に加入していない旨の回答をもらった。

当時の給与明細書等は保管していないが、両申立期間についていずれも厚生年金保険に加入しており、間違いなく給与から保険料が控除されていたと思うので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、雇用保険の被保険者記録及び申立人が名前を挙げた複数の同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間において、A社に勤務していたことが認められる。

また、社会保険事務所の記録により、当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる申立人が名前を挙げた同僚5人のうち4人は、申立人と同職種であることが確認できる上、このうち一人は、「当該事業所では、雇用形態を問わず、入社初日から厚生年金保険を適用していた。」と供述している。

さらに、社会保険事務所の記録により、昭和44年12月から45年4月までの期間において、当該事業所における厚生年金保険の資格取得記録が確認できる同僚6人について調査した結果においても、申立人と同職種であることが確認できたところ、申立人と同職種の当該6人及び前述の4人の併せて10人について、当該事業所における入社日と厚生年金保険の資格取得日とが相違している事実はないことから、申立人のみ厚生年金保険の資格取得記録が無いのは不自然である。

一方、申立人の当該事業所における厚生年金保険の資格喪失日については、雇用保険の被保険者記録により、昭和46年2月20日が離職日であることが確認できるものの、前述の同僚10人のうち5人に係る離職日と厚生年金保険の資格喪失日とは相違していることが確認できることから、当該離職日をもって、申立人が当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格を喪失したものと判断できない。

しかしながら、社会保険事務所が保管する申立人に係る国民年金被保険者台帳により、申立期間に係る国民年金保険料が納付不要とされていることが確認できることから、当該期間については、厚生年金保険の被保険者期間であったことが推認できる上、申立人は、昭和46年3月20日に国民年金の被保険者資格を取得し、同月に係る国民年金保険料を納付していること、及び前述の同僚10人に係る雇用保険の離職日と厚生年金保険の資格喪失日とに相違が見られることを併せて判断すると、申立人は、国民年金の被保険者資格取得日である46年3月20日において、当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格を喪失したものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立期間を含む昭和46年2月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同日に入社した同職種の同僚に係るA社における社会保険事務所の記録から、昭和45年2月から同年7月までは4万2,000円、同年8月及び同年9月は8万円、同年10月から46年2月までは8万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立期間の被保険者原票の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない。また、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届も提出されているはずであり、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②については、雇用保険の被保険者記録、C社に保管されていた採用年月日と解雇年月日とが分かる労働者名簿の写し及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間について、当該事業所に勤務していたことが認められる。

また、事業主及び当該事業所から業務を委託されている社会保険労務士は、「雇用形態を問わず厚生年金保険を適用しており、季節雇用期間のうち、申立期間だけ厚生年金保険を適用しないと考える」と供述している上、申立人が当該事業所で季節雇用者として勤務していた期間においては、申立期間を除くすべての期間について、当該事業所における厚生年金保険の加入記録を確認することができる。

さらに、社会保険事務所の記録により、申立人と共に入社した申立人の妻及び申立人が名前を挙げた同職種かつ同期入社と同僚の併せて二人は、申立期間を含めた季節雇用期間について、当該事業所における厚生年金保険の加入記録を確認することができる。

加えて、社会保険事務所の記録により申立期間に係る当該事業所での厚生年金保険の加入記録が確認できる同僚のうち所在が特定できた7人に照会し、4人から回答が得られた結果においても、4人全員が、「申立期間については季節雇用者であった。」と供述している上、季節雇用期間と当該事業所での厚生年金保険の加入記録とは一致していることが確認できるから判断すると、申立期間についてのみ、申立人に係る厚生年金保険の加入記録が無いのは不自然である。

これらを総合的に判断すると、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同職種、かつ同期入社と同僚に係るC社における社会保険事務所の記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事

業主は不明としているが、被保険者原票の被保険者整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない。

また、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出されているはずであり、その後被保険者資格の喪失届も提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に厚生年金保険第3種被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間の厚生年金保険被保険者資格の種別に係る記録を第1種から第3種に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 5 月 21 日から 38 年 5 月 23 日まで

申立期間はA社で坑内員として勤務していたが、年金記録では一般(第1種被保険者)となっている。当時の勤務内容は主にB作業などをしてきた。また、同僚の記録も坑内員となっているので、申立期間について坑内員(第3種被保険者)であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の被保険者名簿の記録から、申立人と同様に昭和31年5月21日に厚生年金保険被保険者資格を取得した申立人と年齢の近い同僚で、かつ、第3種被保険者としての加入記録がある者の申立期間における標準報酬等級の推移は、申立人とほぼ等しいものとなっており、申立人が坑内員相当の報酬を得ていたことが確認できることから、申立期間当時、申立人が当該事業所において坑内員として勤務していたことが認められる。

また、申立人と同時期に当該事業所に勤務し、被保険者名簿に第3種被保険者の記録がある複数の同僚は、「申立人は坑内員として勤務していた。」と供述している上、同名簿に第1種被保険者の記録がある複数の同僚は、「申立人は坑外員として勤務していた記憶は無い。」と供述している。

さらに、被保険者名簿で申立人と同日に被保険者資格を取得した同僚9名が坑内員(第3種被保険者)の記録となっているが、「申立人は坑内員(第3種被保険者)として勤務していた。」と供述が得られた者2名から、他の7名が

坑内員として勤務したか否かについて聴取したところ、記憶していない者を除き全員を坑内員として勤務していたと供述したことから判断すると、同様に坑内員として勤務していたにもかかわらず、申立人のみが第3種被保険者でなかったとは考え難いことから、申立人も坑内員(第3種被保険者)として、厚生年金保険料が給与から控除されていたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において第3種被保険者であったことが認められるとともに、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は昭和38年6月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、関係者の所在も不明であるため確認できないが、厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る31年5月から38年5月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成8年10月分の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年8月1日から同年11月1日まで

平成8年8月1日から11年3月31日までの期間、A社に勤務し、この期間において、厚生年金保険料が控除されている給与支払明細書を保管しているが、社会保険事務所から申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いとの回答を受けた。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、申立人から提出された申立期間における給料支払明細書、平成8年度の源泉徴収票により、申立人が、平成8年8月1日からA社に勤務し、同年10月分に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は、平成8年11月1日に厚生年金保険の適用事業所の届出を行っており、申立期間は適用事業所としての記録が無い。しかしながら、同社は法人事業所であり、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、申立期間の標準報酬月額については、給料支払明細書に記載されている厚生年金保険料の控除額から、26万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、平成8年8月及び同年9月については、申立人が保管する給料支払明細書により、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与

から控除されていないことが確認できることから、同年8月及び同年9月の保険料控除を認めることはできない。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は社会保険庁の記録により平成11年11月1日に適用事業所に該当しなくなっており、商業登記簿謄本により平成14年12月3日に解散していることがそれぞれ確認できるとともに、申立期間当時の事業主は死亡しており、そのほかの関係者の所在も不明であるため確認できない。しかしながら、事業主は、申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年6月1日から25年1月1日まで
② 昭和30年4月1日から35年4月1日まで

平成19年に社会保険事務所で年金記録を確認したところ、両申立期間については脱退手当金が支給されていると言われた。

脱退手当金の制度自体知らなかったし、請求した記憶も無く、脱退手当金を受け取った記憶も無いので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金は、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年6か月後の昭和36年9月15日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金の支給が行われていた時期においては、脱退手当金は、第2種被保険者が婚姻・出産等を契機に厚生年金保険の適用事業所を辞めるときにその請求が行われるのが一般的であり、退職後相当期間を経過して請求が行われることは、何かのきっかけで脱退手当金の請求漏れに気が付いて請求するということがあるにしても、通算年金制度が創設された直後に申立人が脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者台帳に記載されている事業所は、本来、両申立期間のそれぞれの事業所が記載されていなければならないが、申立期間①の事業所のみ記載となっているほか、申立期間②の事業所に勤務していたときに婚姻改姓している申立人の氏名が、備考欄に現氏名として記載されているのみであること、申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票の氏名が変更されているが、その変更日が記載されていないほか変更後の姓が誤って記載されていること、及び社会保険庁のオンライン記録の厚生年金保険被

保険者記録も誤った姓のままであり、この記録が正しく記載されている申立人の記録に統合されていないことから、申立人の年金記録の記録管理が適切に行われていたとは認め難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA病院における資格取得日に係る記録を昭和43年5月20日、資格喪失日に係る記録を44年1月15日とし、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立期間の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年5月20日から44年1月15日まで
A病院に、昭和43年5月20日から44年1月14日までB科医として勤務していた。病院の在職証明書があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A病院が発行した在職証明書及び当該事業所から提出された当時の辞令により、申立人が、申立期間において当該事業所にB科医として勤務していたことが認められる。

また、社会保険事務所の記録によると、申立人が一緒に勤務していたというB科医4人には、当該事業所において、申立期間に厚生年金保険記録が確認できる上、申立人の後任であった同僚は、申立人が退職した昭和44年1月に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることから、当時、当該事業所においてB科医は、厚生年金保険に加入していたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該事業所から提出された辞令に記載されている給与支給金額から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立期間の被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たら

ないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない。また、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届も提出されているはずであり、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和43年5月から同年12月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

- 1 申立人のA社B事務所における資格取得日は、昭和30年6月3日、資格喪失日は31年6月16日であると認められることから、当該期間に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、8,000円とすることが必要である。

- 2 また、申立人のC病院における資格喪失日は、昭和39年2月21日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額は、昭和38年2月から同年7月までは1万6,000円、同年8月から39年1月までは2万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年6月1日から31年7月1日まで
② 昭和38年2月21日から39年2月21日まで

申立期間①については、A社のD出張所に勤務していた。また、申立期間②については、C病院に昭和39年2月まで勤務していたのに、社会保険事務所の記録では38年2月21日に厚生年金保険の資格を喪失したことになっている。

厚生年金保険料控除の事実が確認できる資料等はないが、申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①のうち、昭和30年6月3日から31年6月16日までの期間は、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者名簿により、申立人のA社B事務所における厚生年金保険の被保険者期間が確認できたことから、申立人が、当該期間について、同社において厚生年金保険被保険者であったことが認められる。

また、厚生年金保険被保険者名簿の記録においては、申立人の氏名（「E

子」であるのが、「F男」になっている。)と性別(「女」であるのが、「男」になっている。)が誤っていることから、社会保険庁のオンライン記録には収録されていないが、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、氏名及び性別は正しく記載されている。

さらに、申立期間が相違していることについては、申立人は、勤務した期間に関する記憶が不確かであるが、申立人が当該事業所を退職後に勤務したC病院が保管していた申立人の採用時の履歴書から、当該期間に当該事業所に勤務していたことが確認できることから、同名簿の記録は、申立人に係る厚生年金保険被保険者記録に相違ないものと判断することができる。

なお、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、今回統合する社会保険事務所の厚生年金保険被保険者名簿の記録により、8,000円とすることが必要である。

- 2 申立期間②については、C病院が保管している職員内申調書により、申立人は、同病院に昭和39年2月20日まで継続して勤務していたことが認められる。

一方、社会保険庁のオンライン記録及び厚生年金保険被保険者原票には、申立人の当該事業所に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日は昭和38年2月21日になっていることが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立人に係る昭和38年8月の標準報酬月額変更届の記録が記載されており、申立人の資格喪失届の処理日が39年3月25日になっており、他の被保険者の喪失処理日に遅延等が見られないことから、社会保険事務所が申立人の資格喪失日を39年2月21日と記載するところを38年2月21日とし、社会保険庁のオンライン記録も誤って収録されたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、当該事業所は、申立人が昭和39年2月21日に厚生年金保険の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者原票の記録により、昭和38年2月から同年7月までは1万6,000円、同年8月から39年1月までは2万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社の資格喪失日に係る記録を昭和43年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年6月29日から同年7月1日まで

社会保険事務所の記録によると、A社の厚生年金保険の資格喪失日は昭和43年6月29日となっているが、同年6月30日付けの退職辞令があるので、資格喪失日を同年7月1日に変更してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社の退職辞令により、申立人が、申立期間に同社に勤務していたことが認められる。

また、当該事業所は商業登記簿謄本の記録によると昭和44年6月21日に閉鎖されており、申立人に係る給与からの厚生年金保険料控除については、確認することができないが、①申立人の給与は、申立人が所持していた38年8月の給与明細書から月給であったと確認できること、②申立人は当該事業所の紹介でB社へ43年7月1日に転職しているが、申立人と同様にB社へ転職したことが確認できる、A社C支店に勤務していた5人の厚生年金保険の資格喪失日はすべて1日付けになっている(同年6月1日が3人、同年7月1日が二人)こと、③43年4月1日にA社本社からC支店へ転勤した者の資格喪失年月日が同年3月31日になっていること、④申立人と一緒にA社本社を43年6月30日退職したと思われる3人の資格喪失日がすべて43年6月29日になっていること、⑤厚生年金保険の欠落が生じた資格喪失日は土曜日又は日曜日であることから判断すると、当該事業所の事務担当者は勘違いにより厚生年金保険

の資格喪失届を社会保険事務所に提出したことも否定できないが、事業主が申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していないとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和43年6月の標準報酬月額については、申立人に係るA社における同年5月の社会保険事務所の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年5月1日から46年4月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を46年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年7月28日から40年9月1日まで
② 昭和45年5月1日から46年4月1日まで

申立期間①については、社会保険庁の記録では、B社C支店（現在は、B社D支店。以下同じ。）において昭和38年7月28日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したことになるが、次の職場であるA社に移った40年9月1日まで継続して勤務していた。

申立期間②については、社会保険庁の記録では、A社において昭和45年5月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したことになるが、次の職場であるE社に移った46年4月1日まで継続して勤務していた。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、雇用保険の記録により、当該期間のうち昭和45年6月1日から同年11月30日までの期間については申立人が当該事業所に勤務していたことが確認できる上、申立人の同僚の供述及び申立人のA社からE社に異動した経緯に関する記憶が具体的であることから判断すると、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことが推認できる。

また、申立人が、A社からE社と一緒に異動したとする同僚二人については、社会保険事務所の記録により、いずれもA社が厚生年金保険の適用事業

所に該当しなくなる昭和 46 年 4 月 1 日まで同保険の加入記録が継続していることが確認できる。

さらに、当該同僚の一人は、「当時、A社からE社に異動したのは、申立人、申立人が挙げた同僚及び自分の3人であった。」と供述していることから判断すると、当時、A社においては、E社に異動した従業員について、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなるまで同保険に加入させていたと考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人とほぼ同年齢で一緒にE社に異動した同僚に係る社会保険事務所の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社が昭和46年4月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなり、当時の事業主も既に死亡しているため確認できないが、申立期間②に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や事業主による申立てどおりの資格喪失届などのいずれの機会においても、社会保険事務所が記録を行わないとは考え難いことから、45年5月1日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る45年5月から46年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間①については、雇用保険の記録により、当該期間のうち昭和39年4月1日から40年8月31日までの期間について、申立人がA社に勤務していたことが認められるが、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立期間当時、B社C支店で厚生年金保険の被保険者であった者に照会したところ、「昭和38年6月に、B社C支店が同社F支店に統合され、同年7月ごろ、その店舗はG支店となった。40年前後に同支店も廃止され、支店業務は一般のH業者に委託された。」との供述が得られたことを踏まえると、A社は、B社C支店が廃止された際に、その業務を受託したH業者の一つであったと考えられる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、A社は昭和40年9月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①については適用事業所ではなかったことが確認できる上、申立人がB社C支店から一緒にA社

に異動したとする同僚3人のうち一人は、申立期間①について厚生年金保険に加入していた形跡が無い。

さらに、B社D支店に対し、申立人に係る勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について照会したところ、同保険の適用を受けていたことを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

このほか事業主が申立人に係る厚生年金保険料を控除していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA市B区役所C課における資格取得日に係る記録を昭和58年5月9日に、資格喪失日に係る記録を同年11月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を58年5月から同年9月までは9万8,000円、同年10月は10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年5月9日から同年11月10日まで

申立期間はA市B区役所C課に臨時職員として勤務しており、D業務を、臨時職員二人で担当していた。A市の区役所に勤務していた期間は社会保険に必ず加入しており、申立期間以外はいずれも厚生年金保険に加入している。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細等はないが、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び複数の同僚の供述により、申立人は、申立期間において、A市B区役所C課に勤務していたことが認められる。

また、申立人は、当時、同課でD業務を担当していた臨時職員の勤務形態について、「常時二人で勤務しており、前任者や後任者と重複する場合もあった。申立期間については、自分より先に勤務していた人もいた。」と供述しているところ、申立人が一緒に勤務していたとする同僚は、社会保険事務所の記録により、申立期間のほぼすべてについて厚生年金保険の加入記録が確認できる上、「採用と同時に厚生年金保険に加入した。」と供述している。さらに、申立期間前後に当該事業所で厚生年金保険の被保険者であった者のうち、臨時職員であったと考えられる者4人に照会したところ、このうち一人が、申立人に関する供述及び厚生年金保険の資格取得年月日から、申立人の前任者であったと考

えられる上、「採用と同時に厚生年金保険に加入した。」と供述しており、申立人の先任者についても採用時からの厚生年金保険の加入記録が確認できる。加えて、当該事業所では、「臨時職員については、必ず厚生年金保険に加入させていた。」と供述していることを踏まえると、当時、同課においてD業務を担当していた臨時職員は、すべて厚生年金保険に加入していたと考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人とほぼ同年齢で同じ業務に従事していた同僚等に係るA市B区役所C課における社会保険事務所の記録から、昭和58年5月から同年9月までは9万8,000円、同年10月は10万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付義務を履行したと主張するが、当該事業所の被保険者名簿の整理番号に欠番が無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない。また、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届も提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主が当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出を行っておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和58年5月から同年10月までの厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社における資格取得日に係る記録を昭和43年7月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年7月20日から同年8月1日まで

昭和43年4月1日にA社本社に入社し、約4か月の研修を経て同社C工場に配属となった。この間は継続して勤務しており、給与から厚生年金保険料が控除されていたと記憶しているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、複数の同僚の供述、申立人の申立内容及び異動日について手がかりとなる申立人が保管する手紙から判断すると、申立人がA社に継続して勤務していたことが認められる(昭和43年7月20日にA社本社から同社C工場に異動)。

また、申立人及び申立人の同僚でA社C工場長であった者の供述により、当時、A社では、同社C工場に勤務する者のうち同工場のD部門に勤務する者を、同社B支社における厚生年金保険被保険者として加入手続を行っていたものと考えられ、現に、同社C工場が厚生年金保険の適用事業所となった昭和43年4月1日に、同工場のD部門に転勤したことが確認できる当該C工場長ほか一人は、いずれも、同日に同社B支社で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

これらの申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控

除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社B支社における昭和43年8月の社会保険事務所の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所が平成14年4月27日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主の所在も不明であるため確認できないが、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は、昭和20年7月1日、資格喪失日は21年10月31日であると認められることから、当該期間に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和20年7月から同年12月までは30円、21年1月及び同年2月は40円、同年3月は200円、同年4月から同年9月までは120円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年3月ごろから25年8月ごろまで

昭和20年3月、小学校高等科を卒業と同時にA社に入社し、25年8月に結婚するまで勤務した。

社会保険事務所に照会したところ、この間の厚生年金保険の加入記録が無いとの回答であった。

年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和20年7月1日から21年10月31日までの期間について、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立人と同姓同名の者（以下「B氏」という。）が、厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、B氏の生年月日は、申立人の生年月日の年と日が一致し、月のみが異なる記録となっているが、当該事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に記載されている他の被保険者についても、当該名簿の生年月日と社会保険庁のオンライン記録の生年月日の月又は日のみが異なる被保険者が相当数みられる。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚は、当該事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に名前が記載されている。

加えて、B氏の記録は、社会保険庁のオンライン記録に反映されていない

上、申立人から当該事業所の年金記録の照会を受けた社会保険事務所では、事業所名の読みを誤り（社会保険事務所では、「A社（〇〇〇〇〇）」を「□□〇〇」と読みを誤り、事業所調査を行っている。）、当該事業所を確認することができなかったことから、B氏の記録が申立人の年金記録として認められなかったものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、B氏の記録は、申立人に係るものであると認められる。

なお、申立人の上記期間に係る標準報酬月額については、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿のB氏の記録により、昭和20年7月から同年12月までは30円、21年1月及び同年2月は40円、同年3月は200円、同年4月から同年9月までは120円とすることが必要である。

- 2 申立期間のうち、昭和20年3月ごろから同年7月1日までの期間について、申立人の従事期間に関する申立内容から判断すると、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できるが、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、当該事業所の経理担当者ら複数の同僚から、「申立期間当時、A社では、見習い期間を設けており、見習い期間を経て、継続勤務した人を厚生年金保険に加入させていた。」との供述があった。

さらに、申立人及び同僚8人について、社会保険事務所の記録から、本人が記憶している当該事業所に採用された時期と厚生年金保険の資格取得との関係を見ると、本人が記憶している採用時期から一定期間をおいてから厚生年金保険の資格を取得している者が5人みられ、これは、先述の同僚の供述と符合する。

加えて、上記8人のうち5人を除く3人について、うち二人は採用と同時に厚生年金保険の資格を取得しているが、このうち一人は、父親が当該事業所の幹部と知り合いの縁故入社であり、また、残る一人は、厚生年金保険の手続等を担当する事務職の者であることから、いずれも申立人とは、採用時の状況又は仕事の内容が異なっている。他一人は、徴用により当該事業所に勤務した者であり、厚生年金保険法の施行と同時に厚生年金保険の資格を取得している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 3 申立期間のうち、昭和21年10月31日から25年8月ごろまでの期間について、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控

除されていたことを確認できる給与明細書等の資料が無い。

また、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主及び一緒に勤務していたとする同僚も所在が不明のため、申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用について確認できない。

さらに、社会保険事務所の記録から、申立期間に当該事業所に勤務していた同僚8人に照会したが、申立人について記憶している者はいなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。以下同じ。）C営業所における資格取得日に係る記録を昭和40年6月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、同年6月は3万円、同年7月は3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年6月21日から同年8月1日まで
昭和36年2月から43年12月まで、A社に勤務した。

昭和40年6月に同社C営業所が設立されたため、同年同月に同社D出張所から同社C営業所へ転勤となったが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い。

厚生年金保険料が控除されていたことがわかる給与明細書もあるので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与明細書及び雇用保険の記録により、申立人がA社C営業所に継続して勤務し（昭和40年6月21日にD出張所からC営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、昭和40年6月は3万円、同年7月は3万3,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社C営業所は、申立期間において、厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。しかし、当該事業所は法人事業所であり、5人以上の従業員が常時勤務していたことが確認されたことから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人の申立期間において、適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年3月及び3年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年3月
② 平成3年11月

会社を退職後、国民年金に加入し国民年金保険料を払っているのに、未納となっているのは納得できない。

年金は、期間が空かないよう十分注意しており、自分が未納にすることは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保険料を納付したと主張する申立期間については、社会保険庁の国民年金被保険者記録において、平成9年12月22日にさかのぼって国民年金の資格取得手続きが行われたことが確認できることから、いずれも直前の厚生年金保険被保険者資格喪失後、国民年金の加入手続きを適切に行っておらず、未加入期間となっていたことが認められる。

また、申立期間当時に国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このことから、申立期間の保険料は、申立期間当時には、未加入期間であったことから保険料を納付することはできなかつたと考えられる上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 754

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年8月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年8月から53年3月まで
昭和48年7月に会社を退職後、A店を営んだが、取引業者のアドバイスで、国民年金加入の手続と保険料の納付を元妻がしていたはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人自身は国民年金への加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付したとする申立人の元妻は既に死亡しているため、国民年金の加入手続及び保険料納付についての具体的な状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和53年12月に払い出されており、申立期間当時は国民年金に未加入であったと考えられる上、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出され、保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の元妻も申立期間の国民年金保険料が未納であり、納付意識が高かったとは認め難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年10月から51年9月までの国民年金保険料、61年3月、平成元年3月、2年2月、同年3月及び3年3月の付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年10月から51年9月まで
② 昭和61年3月
③ 平成元年3月
④ 平成2年2月及び同年3月
⑤ 平成3年3月

社会保険事務所に納付記録の照会をしたところ、申立期間①の納付事実が確認できない旨回答があった。国民年金には、結婚前より加入し、結婚後も引き続き加入していた。国民年金保険料は、郵便局で納付していたが、領収書は紛失し、納付金額を記憶していない。また、申立期間②から⑤までについては、納付済みとなっている国民年金保険料のほか付加保険料を併せて納付期限までに間違いなく納めていた。

保険料は納付していたはずであり、未納はおかしいので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人の記憶が定かでないため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人は、社会保険庁の記録によると、昭和51年10月に国民年金に任意加入しており、同日以前の申立期間①については加入資格が無いため、制度的に保険料を納付できないことになっており、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人は、申立期間について、郵便局で保険料を納付していたと申し立てているが、一部期間は、印紙検認方式での納付であり郵便局では保険料を納付できない。

このほか、付加保険料については、納期限内に納付しなければならないところ、申立期間②、③、④及び⑤の保険料は過年度に納付されていることが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年9月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年9月から50年3月まで

昭和42年9月に自分で国民年金の加入手続をして保険料を納付した。昭和46年3月に結婚してからは、自分又は妻が保険料を納付した。妻に国民年金保険料の領収書を捨てていいと処分させたことを記憶しており、領収書等は保管していないが、申立期間の国民年金保険料について、納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間において、国民年金の加入手続及び保険料を納付したとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年10月ごろ夫婦連番で払い出されていることが確認でき、その時点で国民年金保険料は42年9月にさかのぼって納付可能であるところ、申立人にはさかのぼって納付した記憶は無い上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間は91か月と長期間であるとともに、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付方法等についての記憶が曖昧である。

さらに、申立人が申立期間当時に国民年金に加入し、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間において国民年金に加入し、その保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から平成元年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から平成元年3月まで

申立期間当時、私は独身で、父親の会社で働いていた。この会社は、全従業員が身内で、厚生年金保険に加入せず、全員、国民年金に加入しており、会社で一括して全員分の国民年金保険料を納付していた。

父母と同時に、私の国民年金保険料も納付していたはずなのに、納付事実が無く、未納とされていることは納得できない。

なお、国民年金保険料を農協の組合員勘定で納付していた可能性もあると思う。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立期間に申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、申立人が、国民年金の加入手続をしたと主張している申立人の叔父は、「国民年金は家族単位で手続を行うものであり、親族であっても、会社が従業員家族の国民年金の加入手続を行ったり、国民年金保険料を納付したりするようなことは無い。」と供述している。

さらに、A町役場が保管する国民年金被保険者名簿兼検認カードによると、申立人の父親及びその兄弟が共同経営する事業の3家族に係る国民年金保険料が、申立人の伯父の組合員勘定口座から振替納付されていることが確認できるが、申立人自身の同カードが無い上、申立期間において、申立人の叔父の家族に係る保険料の納付方法が組合員勘定口座振替から普通口座振替に変更されていることが確認でき、申立人の主張と矛盾する。

加えて、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成4年10月ごろに払い出さ

れており、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年2月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年2月から53年3月まで

申立期間の国民年金保険料については、妻がA店に専念し仕事が忙しかったので、私が夫婦二人分の保険料をB信用金庫C支店で1年分をまとめて前納していた。当時の保険料は、1か月1,500円ぐらいと記憶している。

妻の国民年金保険料だけが納付済みで、私の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を1年分まとめて前納したと主張するが、保険料の納付に係る具体的な記憶が無い上、申立人の妻もA店が忙しく保険料の納付には直接関与しておらず、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が国民年金保険料を前納したとするB信用金庫C支店は昭和52年12月に開設しており、申立内容に見合う時期（前納したとの主張から昭和52年の早い時期と考えられる）には保険料の納付は不可能であることから、申立人の主張には不自然さが見られる。

さらに、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 759

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年2月から49年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年2月から49年7月まで

昭和40年2月27日に結婚し、A市に居住していたが、B町に住んでいた父親が亡くなる49年7月まで父親が代理で納めてくれているはずで、未納扱いされていることは納得できない。

国民年金の加入手続や保険料の納付については父親が行っていたので、詳細は分からないが、昭和45年にC市へ転入し、49年に父親が亡くなった2、3か月後にC市から国民年金を継続するかどうかのはがきが届き、支払いが難しかったので継続しなかった。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況や保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間の初月は申立人が結婚した時期であり、居所をB町からA市に移しており、新戸籍が作成されていることが戸籍の附票により確認できることから、住所地の異なる申立人の父親が、申立期間の申立人の国民年金保険料を納付していたと推認することは困難である。

さらに、申立期間中は申立人の夫は厚生年金保険の被保険者であり申立人は任意加入手続を行う必要があったが、自ら手続を行ったとの供述は無い。

加えて、C市から届いたという国民年金の継続を促すはがきについても紛失しており具体的内容の確認ができず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年11月から38年3月までの国民年金保険料及び37年11月から58年11月までの付加保険料については、いずれも納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年11月から38年3月まで(定額保険料の納付)
② 昭和37年11月から58年11月まで(付加保険料の納付)

①の期間については、昭和37年11月に私が会社を退職後、私の妻がA市役所で私と妻の国民年金の加入手続をして、夫婦二人分の国民年金保険料を納付した。また、国民年金に加入後は、妻がA市の集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を自宅で納付していた。

しかし、昭和37年11月から38年3月までの国民年金保険料について、夫婦共に未納とされていることは納得がいかない。

②の期間については、集金に来ていたA市の職員から国民年金保険料を上乗せすることができるという説明されていたこと、及び私たち夫婦が保険料を多く納付していると知人から言われたことを妻が覚えているので、付加保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、その妻が夫婦二人分の国民年金保険料を併せて納付していたと主張しているが、申立期間は夫婦共に未納となっている上、保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い。

また、申立人は、昭和37年11月に会社を退職後、申立人の妻がA市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は40年4月ごろに夫婦連番で払い出されたと推認される上、昭和38年度及び39年度の保険料は過年度保険料の納付であるこ

とが確認できることから、37年11月から保険料を納付したとする主張は不自然である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

一方、申立期間②については、申立期間が21年1か月と長期間であるほか、付加年金の制度は昭和45年10月から実施されたものであることから、申立期間②のうち、37年11月から45年9月までは付加保険料を納付することができない上、申立人は付加年金の加入手続及び付加保険料の納付についての記憶が明確でないため、その納付状況等が不明である。

加えて、申立人夫婦に係る社会保険庁の特殊台帳には、昭和48年度から53年度までの国民年金保険料の収納年月日に加えて、それぞれ前納に係る収納金額が記載されているが、これらの金額は夫婦共に、いずれも各年度4月に付加保険料を上乗せしない定額保険料を前納した場合の金額と一致している。

その上、申立人が付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間②について、申立人の付加保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料及び付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年3月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和元年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月から48年3月まで

昭和38年3月ごろ、義母が義母の職場において、A市の国民年金担当職員を通じ、私の国民年金の任意加入の手続を行った。

国民年金保険料は、初回の保険料は義母が納付し、2回目以降の保険料は、私が自宅でA市の国民年金推進員に納付した。

国民年金に加入した際、国民年金手帳はもらっておらず、また、申立期間の領収書も昭和48年3月に自宅に保険料の集金に来たA市の国民年金推進員に「納付記録は、市の台帳に記録されているので、廃棄して良い。」と言われたため、捨ててしまった。

申立期間について、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続に関与していないため、国民年金の加入状況が不明である。

また、申立人は、昭和38年3月に申立人の義母が国民年金の任意加入の手続を行ったとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、48年3月に払い出されており、申立人の主張と一致しないほか、申立期間において申立人は任意加入者であり、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、制度上、^{さかのぼ}遡って国民年金に加入し、保険料を納付することはできない。

さらに、申立人が国民年金に加入したと主張する昭和38年当時は、保険料の納付方法は、国民年金手帳に印紙を貼付する印紙検認方式^{ちようふ}であったが、申立人は、当時、国民年金手帳をもらわなかったとしており、申立人の主張に不自然な点がみられる。

加えて、申立期間は 121 か月と長期間であり、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた状況もうかがえない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月から61年3月まで
昭和50年2月に自営業の夫と結婚し、義父が国民年金の加入手続をした。
自営業のため、国民年金と国民健康保険は、夫の分と一緒に毎月定期的に店舗に来ていた取引先の金融機関の方に納付していたので、申立期間の納付事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年1月ごろに申立人の義父が申立人の国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人自身は関与していないことから、その状況は不明である上、申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所の払出簿から61年10月に払い出されたことが確認でき、その時期に申立人の国民年金加入手続が行われたものと推認できる。

また、国民年金手帳記号番号が払い出された昭和61年10月の時点では、申立期間の大部分は時効により納付できない期間である上、申立人にはさかのぼって保険料を納付した記憶が無く、申立人に係る別の国民年金手帳記号番号が払出された形跡も見当たらない。

さらに、申立期間は11年以上と長期間であり、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女(死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から49年12月まで

母(A子)は、特例納付のできた時期に、娘の私と二人でB市役所に行き、別々の窓口でそれぞれさかのぼって国民年金保険料を納付した。

母の保険料は、私が10万円を母に手渡し、その不足分を母が上乘せして12万円から13万円ぐらいを、昭和50年12月に特例納付したと記憶している。申立期間の国民年金保険料を納付していることを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所の記録及び申立人の前後の任意加入被保険者の調査結果から、第2回特例納付の期間中である昭和50年1月に払い出されたことが推定でき、そのころに国民年金の加入手続が行われ、同月に資格取得されたものと推認できる。

しかしながら、申立期間において、申立人の夫は厚生年金保険の被保険者又は厚生年金の老齢年金受給資格があったことが確認できることから、申立人は国民年金の任意加入被保険者の対象者であり、制度上、任意加入被保険者は、資格取得日をさかのぼって国民年金に加入できず、かつ、特例納付を行うこともできない。

また、申立人について、特例納付した場合に記録し保存することになっている特殊台帳が見当たらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人も既に死亡していることから、

国民年金の加入手続及び保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から50年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から50年9月まで

昭和49年4月に結婚のため会社を退職する際、年金事務の担当者から退職後は国民年金に加入するように勧められた。当時は、A市B区に居住していたので同市B区役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。申立期間の納付記録が無いことに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年4月ごろA市B区役所において国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人が所持する年金手帳には、51年12月22日に任意加入と記載されており、社会保険庁の記録及びA市の記録とも一致することから、同日に国民年金の加入手続が行われたものと推認でき、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

また、申立人の夫は、申立期間から現在に至るまで厚生年金保険の被保険者であることから、その妻である申立人は任意加入被保険者の対象者となり、制度上、任意加入被保険者は、資格取得日をさかのぼって国民年金に加入できず、申立期間は国民年金の未加入期間となるので、国民年金保険料を納付できない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料をA市B区役所又は金融機関で納付したとしているが、申立人は保険料の納付方法等について具体的な記憶が無いなど、申立人が申立期間において国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月から61年3月まで

申立期間の国民年金保険料については、父親が経営する店に勤務していた期間は父親が夫婦二人分の保険料を納付していたはずであり、父親が死亡した昭和60年1月以降は、私が同店の経営を引き継ぎ、夫婦二人分の保険料を併せて納付していたが、申立期間の保険料が未納とされていることは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に関する記憶があいまいである上、申立人の加入手続及び申立期間の大部分の保険料を納付していたとする申立人の父親は既に死亡していることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和61年7月ごろに払い出されたものと推定でき、その時点では、申立期間の大部分は時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人は、昭和60年1月以降の国民年金保険料について、夫婦二人分を併せて納付したとしているが、申立人の妻の国民年金手帳記号番号は、62年2月ごろに払い出されたものと推定でき、申立人夫婦の記号番号の払出時期が異なる上、申立人の妻も申立期間の保険料納付が確認できないなど、申立内容に不自然な点が見られる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立期間当時、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から 62 年 3 月まで

申立期間の国民年金保険料は、昭和 57 年 4 月の結婚後、義父が夫婦二人分の保険料を納付していたはずであり、60 年 1 月に義父が死亡した以降は、夫が夫婦二人分の保険料を併せて納付していたが、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の加入手続及び申立期間の大部分の保険料を納付したとする申立人の義父は既に死亡している上、申立人の夫も保険料の納付に関する記憶があいまいであることから、申立期間の保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 62 年 2 月ごろに払い出されたものと推定でき、その時点では、申立期間の大部分は時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人は、昭和 60 年 1 月以降の国民年金保険料について、その夫が夫婦二人分を併せて納付していたとしているが、申立人の夫の国民年金手帳記号番号は、61 年 7 月ごろに払い出されたものと推定でき、申立人夫婦の記号番号の払出時期が異なる上、申立人の夫も申立期間の一部を除き保険料納付が確認できないなど、申立内容に不自然な点が見られる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年5月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年5月から40年3月まで

父親が昭和37年9月に死亡し、母子家庭になったので遺族年金を受けていた。この遺族年金は非常に助かったので、国民年金制度の有り難さを知っていた。私が20歳になった時、当時住んでいたA村で国民年金の加入手続を行ったが、家業が農業のため収入が安定せず、私の国民年金保険料は母親及び姉の分と一緒に1年間分をまとめて農協に納付した記憶がある。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得できないので、納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、申立人は、申立期間当時の国民年金保険料を、B農業協同組合（現在は、C農業協同組合D支所）でまとめて納付していたとしているが、同農協で保険料の納付が可能となったのは昭和51年4月からであることが確認でき、申立人の主張には不自然さが認められる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和40年3月に払い出されており、その時点で申立期間の一部（昭和37年5月から同年12月まで）は時効により納付できないほか、申立期間同時に、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年1月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年1月から58年3月まで

昭和57年1月から58年3月までの国民年金保険料については、納付方法は記憶に無いが納付したはずである。57年1月から同年3月までの保険料については、A市からもらった「国民年金保険料納付済額確認票」が納付した証拠になるはずである。申立期間の国民年金保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付方法について、当初は集金人が集金に来ていたと供述するも、その後は、口座振替で納付していたとし、さらに再度の確認では記憶がはっきりしないとしているなど供述が変遷し、記憶が曖昧である。

また、申立人は、昭和57年1月から同年3月までの国民年金保険料について、「58年4月30日付けの確認印があるA市B区役所が交付した『国民年金保険料納付済額確認票』が納付した証拠になるはずである。」と主張しているが、当該確認票には、国民年金保険料の該当する年度及び月分など具体的な表示が無い。

さらに、当該確認票は昭和57年3月31日までに納付した保険料について作成されたものとみられるが、57年3月までの期間に係る納付されるべき保険料の総額と当該確認票の国民年金保険料納付済額が不一致であることから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことの証拠として認めることはできない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 487

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 12 月 1 日から 47 年 3 月 15 日まで
② 昭和 47 年 12 月 1 日から 48 年 3 月 15 日まで
③ 昭和 48 年 12 月 1 日から 49 年 3 月 15 日まで
④ 昭和 49 年 12 月 1 日から 50 年 3 月 15 日まで
⑤ 昭和 50 年 12 月 1 日から 51 年 3 月 15 日まで
⑥ 昭和 51 年 12 月 1 日から 52 年 3 月 15 日まで
⑦ 昭和 52 年 12 月 1 日から 53 年 3 月 15 日まで
⑧ 昭和 53 年 12 月 1 日から 54 年 3 月 15 日まで
⑨ 昭和 54 年 12 月 1 日から 55 年 3 月 15 日まで
⑩ 昭和 55 年 12 月 1 日から 56 年 3 月 15 日まで
⑪ 昭和 56 年 12 月 1 日から 57 年 3 月 15 日まで
⑫ 昭和 57 年 12 月 1 日から 58 年 3 月 15 日まで
⑬ 昭和 58 年 12 月 1 日から 59 年 3 月 15 日まで
⑭ 昭和 59 年 12 月 1 日から 60 年 3 月 15 日まで

昭和 46 年度から 59 年度までの各々 12 月 1 日から 3 月 15 日まで、A 県の出先機関である B 事業所 C 出張所で臨時職員として D 作業員として勤務した。

給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立内容及び複数の同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人は申立期間において B 事業所 C 出張所に勤務していたことは推認できるが、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実

を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

また、申立人が、当時、当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚は、社会保険事務所の記録から、冬期間のみならず夏期間も勤務していたことが確認でき、申立人と同種同様の勤務実態であったとは言えず、一方、申立人と同様に冬期間のみ臨時職員としてD作業員として勤務した同僚6人中4人は、いずれも申立期間について厚生年金保険に加入していた形跡が無い上、厚生年金保険に加入していた形跡がある同僚のうち一人は「申立期間中には、事業主が厚生年金保険に加入していない年度があった。」と供述している。

さらに、当該事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立人の厚生年金保険加入状況等を確認することができず、当該事業所の上位機関であるB事業所は、「資料が保管されておらず不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間当時の勤務実態や厚生年金保険の適用状況等については確認できない。

加えて、厚生年金保険被保険者原票には、申立人の名前は記載されておらず、一方、同原票において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い上、雇用保険の加入記録においても、申立期間における申立人の記録は存在しない。

なお、社会保険庁の記録によると、申立人と同様に冬期間のみ臨時職員としてD作業員として勤務した同僚6人は、申立期間について国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる上、申立人も申立期間について国民年金に加入し、昭和46年12月から48年3月までの期間及び52年12月から60年3月までの期間の国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 7 月 17 日から 35 年 2 月 1 日まで
② 昭和 35 年 5 月 17 日から同年 12 月 21 日まで
③ 昭和 36 年 5 月 1 日から 37 年 6 月 15 日まで

申立期間①、②及び③（以下「申立期間」という。）の各期間について、A局B事業所（現在は、C事務所。以下同じ。）のD係、E係及びF係等で働いていた。いずれの期間も間違いなく勤務しており、厚生年金保険に加入していたと記憶している。また、申立期間当時の同僚は厚生年金保険の加入記録があると聞いているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A局B事業所が提出した雇用台帳により、申立人が申立期間において当該事業所に臨時職員として勤務していたことは認められるが、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

また、当該事業所の現在の総務課長は、「申立期間当時、当該事業所は上部機関からの通達に反し、当該事業の部署ごとに職員全体の過半数の賛成がなければ、厚生年金保険の適用を受けないとする実態が存在していた。」と供述しており、当時の同僚一人は、「当該事業所では、厚生年金保険の適用について、部署ごとに職員全体の過半数の賛成がなければ被保険者となることができなかった。」と供述している。

さらに、申立期間当時、申立人の同僚4人について、その所属部署、職種、

雇用形態等別に厚生年金保険の適用状況について調査したところ、同一人に対し、前年と同一部署、同一雇用形態であっても、厚生年金保険の適用状況は必ずしも同じではない者が複数存在していることが確認できる。

加えて、申立期間について、社会保険事務所が保管するA局B事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に申立人の記録は無く、一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 1 月 28 日から 37 年 2 月 1 日まで
② 昭和 39 年 3 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

申立期間①については、A社に昭和 37 年 1 月 31 日まで勤務しており、給与から厚生年金保険料が控除されていたと記憶しているが、36 年 1 月 28 日に資格喪失したことになる。

また、申立期間②については、B社に昭和 39 年 4 月 30 日まで勤務しており、給与から厚生年金保険料が控除されていたと記憶しているが、同年 3 月 1 日に資格喪失したことになる。

厚生年金保険料控除の事実が確認できる資料等はないが、両申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 両申立期間について、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料はなく、申立人も、保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

2 申立期間①について、申立人が名前を挙げた二人及び社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により申立人と一緒に勤務したとみられる同僚3人の合計5人が、昭和 36 年 1 月 28 日に被保険者資格を喪失していることが確認できることから、事業主が申立人のみ誤って資格喪失を届け出たとは考え難く、同名簿に不自然な点は見られない。

また、前述の同僚5人は既に死亡していること、当該事業所は昭和 37 年 7 月 25 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主

及び役員の所在が不明であることから、申立人の勤務状況や当該事業所の厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

さらに、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人以外の被保険者には昭和36年10月の定時決定に係る処理がなされているところ、申立人には当該記録が無いことから、申立人については社会保険事務所の記録どおりの同年1月28日に厚生年金保険の資格を喪失した旨の届出が事業主により提出されたと考えられる。

- 3 申立期間②について、社会保険事務所の記録によると、B社は、昭和39年3月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立人を含めた5人全員は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日と同日に被保険者資格を喪失していることが確認でき、申立人の、健康保険者証も同年4月27日に返納されており、社会保険事務所の記録に不自然さは見られない。

また、申立人と同様に当該事業所において被保険者資格を喪失した者について、社会保険事務所の厚生年金保険加入記録を確認したところ、被保険者資格を喪失した後に当該事業所において厚生年金保険に加入した形跡は見当たらない。

さらに、申立人と同日に厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できる同僚5人及び申立人より以前に当該事業所を退職した同僚一人の合計6人の同僚のうち3人は既に死亡しており、一人は病状が深刻であり、一人は所在不明であるため関連資料や供述を得ることはできず、残る一人からは、申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用状況について具体的な供述は得られない。

加えて、当時の事業主及び役員は所在が不明のため、申立人の勤務の実態や厚生年金保険の適用状況について、関連資料や供述を得ることはできない。

- 4 このほか、両申立期間の申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 3 月 24 日から 56 年 5 月 9 日まで
② 昭和 61 年 5 月 6 日から同年 9 月 25 日まで

①の期間は、A社に入社し、ほぼ同時にB校に入校し、当該事業所から給料をもらいながら同校で勉強していた。

当時、同校の入校条件は、勤務先が社会保険に加入していることであつたはずである。

②の期間は、C社で勤務し、当該事業所の寮に住み、D工事及びE工事の2か所の現場で働いていた。

給与明細書等はないが、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であつたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 両申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料はない。

2 申立期間①については、雇用保険の記録により、申立人がA社に昭和 55 年 4 月 1 日から 56 年 5 月 9 日までの期間継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立人が提出したB校の在籍証明書により、昭和 55 年 4 月 1 日から 56 年 5 月 9 日までの期間A社との雇用関係を前提に夜間、同校で職業訓練を受けていたことが確認できる。

しかし、A社は、社会保険事務所の記録によると、厚生年金保険の適用事業所として確認することができない上、事業主及び役員も当該事業所で厚生年金保険に加入していた形跡は見当たらない。

また、同僚3人のうち一人は申立期間について厚生年金保険に加入していた形跡が無いほか、他の二人は申立人が名字しか記憶していないため、個人の特定ができず、これらの者から、申立人の勤務状況等について確認することができない。

さらに、当該事業所は、平成10年1月13日に破産しており、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用状況についての関連資料や供述を得ることはできなかった。

なお、B校は、「本校の構成事業主により雇用されていることが入校の条件ではあるが、社会保険の適用については事業主が独自に決めていた。本校のパンフレットにおいて、入校生が事業主から受ける待遇としての賃金及び社会保険の加入に関する記載は、標準的な例を示したものに過ぎず、各入校生の雇用先の事業所における社会保険の適用状況までは確認していない。」と回答しており、「申立人が申立期間①当時、当校に在籍していたことについては証明するものの、申立期間①当時のA社による申立人の雇用条件については不明である。」としている。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情等は無い。

3 申立期間②については、雇用保険の加入記録により、申立人は、C社に勤務していたことが認められる。

しかし、雇用保険の加入記録では申立人は短期雇用特例被保険者となっている上、事業主に照会したところ、「当該事業所では、短期雇用特例被保険者は季節労働者であり、厚生年金保険には加入させておらず、厚生年金保険料を給与から控除することは無い。」との回答があった。

また、申立人が当該事業所への紹介者としている知人からは、申立人の雇用条件等に関する具体的な供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人から名前の挙がった同僚及びその他の同僚5人に照会したが、いずれも回答が無く、申立人の勤務状況、厚生年金保険の適用状況等に係る供述は得られなかった。

加えて、申立人は、申立期間②当時の当該事業所の従業員数について、「30人ぐらいが当該事業所の寮に居住していた。」としているが、社会保険事務所の記録により、申立期間②当時、当該事業所で厚生年金保険に加入していたことが確認できる者は11人しかおらず、当該事業所は、従業員全員を厚生年金保険に加入させてはいなかった状況がうかがわれる。

なお、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る厚生年金保険被保険者原票には申立人の名前は記載されておらず、一方、同原票において健康保険の整理番号に欠番は見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 491

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 6 月 1 日から同年 12 月 16 日まで
② 昭和 42 年 5 月 1 日から同年 12 月 16 日まで
③ 昭和 43 年 5 月 1 日から同年 12 月 16 日まで
④ 昭和 44 年 5 月 1 日から同年 12 月 11 日まで
⑤ 昭和 45 年 5 月 1 日から同年 12 月 11 日まで

申立期間については、A社で勤務していた。冬期間は失業保険をもらっていたが、当該事業所で勤務していた夏期間には、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、保険料控除を確認できる給与明細等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における複数の同僚の供述及び雇用保険の記録により、申立人は申立期間に当該事業所に勤務していたことは認められるが、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料が無く、申立人も厚生年金保険料の控除の状況等に係る具体的な記憶が無い。

また、申立人が一緒に勤務していたとする同僚5人は、いずれも申立期間における厚生年金保険の加入記録が確認できない上、連絡の取れた3名に照会したところ、二人が「申立期間に厚生年金保険料が控除されていた記憶は無い。」と供述している。

さらに、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は、昭和 46 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、55 年 3 月 31 日に解散している上、当時の事業主及び取締役は既に死亡していることから、申立人に係

る勤務実態や厚生年金保険の適用状況について、関連資料や供述を得ることはできなかった。

加えて、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には申立人の記録は無く、健康保険整理番号に欠番も見られないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない。

なお、申立人は、申立期間を含む昭和40年7月から45年1月までの期間及び45年5月から46年4月までの期間は国民年金に加入し、国民年金保険料が申請免除されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 6 月から同年 12 月まで

A社B営業所に勤務していた昭和60年6月から同年12月までの期間について、厚生年金保険の加入期間を照会したところ、当該期間については、厚生年金保険に加入した事実が無い旨の回答を社会保険事務所からもらった。

当時の給与明細書等はないが、厚生年金保険料が給与から控除されていたと思うので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、元上司及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間において、A社B営業所に勤務していたことは認められるが、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も厚生年金保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶はない。

また、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用について、事業主及び複数の同僚に照会したが、申立ての事実を確認できる関連資料や供述を得ることができなかった。

さらに、当該事業所の元営業所長は、「雇用契約時において、厚生年金保険、雇用保険及び健康保険への加入は本人の希望を確認した上で資格取得しており、一律に厚生年金保険に加入させていない」と供述している上、申立期間に当該事業所に勤務した同僚3人は「各種保険は本人の希望で加入する契約になっていた。」と供述していることを踏まえると、申立期間当時、当該事業所は、厚生年金保険の加入は任意で希望制であったことがうかがえる。

加えて、社会保険事務所の記録によると、A社B営業所は厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、当該事業所を管轄するC社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所であることが確認できるA社の関連会社であったD社及びA社に係る厚生年金保険被保険者原票を調査したが、申立人の氏名は記載されておらず、被保険者整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料、周辺事情等は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 3 月 14 日から同年 11 月 1 日まで

A社B局C営業所勤務していた昭和 37 年 3 月 14 日から同年 11 月 1 日までの期間について、厚生年金保険の加入期間を照会したところ、当該期間については、厚生年金保険に加入していない旨の回答を社会保険事務所からもらった。

当時の給与明細書等は保管していないが、勤務経歴書の写しにより、同営業所に勤務していたことを確認することができるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された勤務経歴書の写し及び同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間において、A社B局C営業所に勤務していたことは認められるものの、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も厚生年金保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶は無い。

また、社会保険事務所の記録により、A社B局C営業所は申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い上、同営業所を管轄するB局においても、厚生年金保険の適用年月日は昭和 38 年 10 月 1 日となっていることから、申立期間については、厚生年金保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

さらに、申立人に係る厚生年金保険の適用について、D社の人事担当者が確認したE組合の資料によると、「臨時雇用員及び試用員については、申立期間当時において、E組合の被保険者資格を取得することは無く、厚生年金保険の

適用を受けることも無かった。」としているところ、勤務経歴書の写しにより、申立人は申立期間について、臨時雇用員及び試用員として勤務していたことが確認できる。

加えて、申立人と同期採用の同僚に照会した結果においても、「臨時雇用員及び試用員として勤務した期間においては、厚生年金保険には加入していなかった。」と供述している上、当該同僚についても、申立人と同様に、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年7月16日から36年4月1日まで
社会保険事務所で厚生年金保険の加入状況を確認したが、加入記録が無いとの回答を受けた。昭和28年3月から32年7月までの期間については脱退手当金の受給を認めるが、申立期間については脱退手当金を受け取った事実はない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、社会保険業務センターが保管する厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立期間後に脱退手当金が未請求となっている別事業所での厚生年金保険被保険者期間があるが、申立人は、「叔父の会社でもあり、手伝いのつもりで勤務していた。年金に加入していたことを忘れていた時期であった。」と供述しており、当該事業所において厚生年金保険に加入している認識が無かったと考えられること、未請求の被保険者期間と申立期間である被保険者期間とは別の被保険者記号番号で管理されており、申立期間の脱退手当金が請求された昭和37年当時、社会保険事務所では、請求者からの申し出が無い場合、別の被保険者番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったものと考えられることから、支給されていない期間が存在することに事務処理上不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月 1 日から 39 年 8 月 31 日まで

厚生年金保険の加入期間を照会したところ、申立期間については脱退手当金を受けているため年金額の計算に算入されないとの回答を受けた。昭和 39 年 12 月 25 日に脱退手当金を受給したことになっているが、同年 10 月末日にはA県に転居しており、B社会保険事務所で受け取っていないし、振込みを受けた事実も無い。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後 2 ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 39 年 8 月の前後 2 年以内に脱退手当金の支給記録のある 17 人を確認したところ、うち 14 人について厚生年金保険被保険者資格喪失日の 4 か月以内に脱退手当金の支給決定がされている。当該支給決定がなされた者の一人は「会社から脱退手当金制度の説明を受けた。受給を希望した場合は会社が手続を行っていた。当時は、年金にかなり詳しいか、家族から年金を継続するよう言われた者でない限り、脱退手当金は皆受給していると思う。」と供述しており、脱退手当金の受給資格者であるが受給しなかった者の一人も「会社は退職時に脱退手当金制度の説明をしており、代理手続もしていた。私は退職する際にこの手続は依頼せず、そのままにしておいたが、説明を受けた人は受給することが多かったと思う。」と供述しているほか、他の受給者の夫は「会社は脱退手当金の説明をしており、受給希望者には代理で手続をしてくれていたことを妻から聞いた覚えがある。」と供

述している。これらのことから判断して、申立人についても事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

なお、申立人は昭和 39 年 10 月末日に A 県に転居していることをもって脱退手当金の受給が困難であると主張しているが、隔地払いの方法も行われており、受給が困難とは言えない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から 4 か月以内の昭和 39 年 12 月 25 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 10 月 21 日から 39 年 9 月 1 日まで
② 昭和 43 年 12 月 7 日から 45 年 5 月 21 日まで

昭和 38 年 10 月 21 日から 39 年 9 月 1 日までと 43 年 12 月 7 日から 45 年 5 月 21 日までの厚生年金保険の加入期間について、脱退手当金を支給済みであるとの回答を社会保険事務所からもらった。脱退手当金について、その制度は知っていたものの、これを受給した記憶は無い。当該期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」の押印がされているとともに、申立期間に係る脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 5 か月後の昭和 45 年 10 月 20 日に支給決定されているなど一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 6 月 1 日から 20 年 9 月 17 日まで
社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給されているとのことであったが、脱退手当金を受け取っていないため、再調査を希望する。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録から、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 20 年 9 月の前後おおむね 5 年以内に資格喪失した男性 30 人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、6 人について脱退手当金の支給決定がなされている上、そのうち 4 人は資格喪失日の約 1 年 1 か月以内に支給されており、当時の支給要件は、資格喪失後厚生年金保険の被保険者となることなく 1 年を経過した時に脱退手当金を支給することとなっていることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性がうかがえる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金が支給された記録があるとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 3 月 23 日から平成 2 年 8 月ごろまで
申立期間については、名称を記憶していないが派遣会社を通じて、A社B支店に勤務していた。
厚生年金保険料控除が確認できる資料は無いが、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人が、申立期間のうち、昭和 63 年 3 月 23 日から同年 7 月 31 日までC社において勤務していたことが確認できること、A社B支店に照会したところ、申立当時にC社から 30 人ほどが派遣されていたことが確認できることから、申立人が勤務していた派遣会社はC社であると判断できる。

しかしながら、C社における申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は無く、申立人も、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

また、申立人は、事業所(派遣会社)において勤務していた期間の記憶も曖昧^{あいまい}である上、社会保険事務所の記録によると、申立期間のうち、昭和 63 年 3 月から平成 2 年 3 月までは国民年金に加入し保険料を納付しているほか、同年 4 月からは、他の事業所で厚生年金保険に加入している。

なお、当該事業所及び申立人の同僚に、申立人の勤務実態や厚生年金保険の加入状況について照会したものの、これらの事実を確認できる関連資料及び供

述を得ることはできない。

さらに、A社B支店が保管していた昭和63年11月の当該事業所からの派遣社員に係る勤怠表には、申立人の名前は記載されていない。

加えて、勤怠表に記載されていた30人について、社会保険事務所の記録を見たところ、申立期間において当該事業所における厚生年金保険の加入記録が確認できるのは5人のみであることから、事業主は、一部の従業員について厚生年金保険の加入手続を行わなかったものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 1 月ごろから 36 年 6 月 30 日まで
中学を卒業した 1 年後の昭和 33 年 1 月ごろから 36 年 6 月 30 日まで A 社（現在は、B 社。以下同じ。）に勤務し、C 作業の仕事をしていた。
厚生年金保険料控除の事実が確認できる資料等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、A 社に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は無く、申立人も、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

また、当該事業所は、社会保険事務所の記録によると、昭和 38 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間は適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

なお、当該事業所に照会したところ、「資料が保存されておらず、当時の社長も申立人のことは記憶しているが、高齢であり勤務時期及び勤務期間等の詳しいことを憶えていない。」と述べている。

さらに、当該事業所において厚生年金保険の適用時から加入していた被保険者について、社会保険事務所の厚生年金保険記録を確認したところ、申立期間は別の事業所に勤務しているか、あるいは、厚生年金保険に加入した形跡は見当たらない。そのうち所在が確認できた一人に照会したところ「自分が当該事業所に勤務したのは、昭和 38 年の春ごろであり、厚生年金保険には同年 9 月から加入しており、その前には厚生年金保険料は控除されていなかった。」と述べている。

加えて、申立人が一緒に勤務していたとしている複数の同僚には、社会保険事務所の記録によると、申立期間に厚生年金保険に加入していた形跡が見当たらない。そのうち所在が確認できた一人に照会したところ「自分は当該事業所に昭和30年か31年ごろから35年か36年ごろまで勤務していたが厚生年金保険には加入しておらず、厚生年金保険料が控除されていたかについては記憶が無い。」と述べている。

このほか、申立期間の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年9月1日から同年12月1日まで
② 昭和41年1月1日から同年3月1日まで
③ 昭和46年10月1日から同年12月1日まで

申立期間①については、A社（現在は、B社。以下同じ）C支社に勤務していた。申立期間②については、D社（現在は、B社。以下同じ）E支社に勤務していた。申立期間③については、F社G支社に勤務していた。

申立期間①及び②については給与明細書があり、申立期間③については厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料等はないが、すべての申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が所持していたA社H支社長発行の給与支給明細表及び昭和40年分報酬の支払調書から判断すると、申立期間に同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立人が所持していた給与支給明細表及び昭和40年分報酬の支払調書では、申立期間に係る厚生年金保険料は控除されていない。

また、事業主に照会したところ、当該事業所が保管している被保険者台帳によると、申立人の厚生年金保険資格取得日は昭和41年1月1日、資格喪失日は同年3月1日となっていると述べており、社会保険事務所の厚生年金保険記録と合致している。

さらに、申立期間に当該事業所に勤務していることが確認できる者に照会したところ、「申立当時、営業社員は入社後3か月間の試用期間があり、自分もその期間は給与から厚生年金保険料が控除されていなかった」と述べて

いる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人は、厚生年金保険料の控除が確認できる給与明細書を所持しているが、給与明細書には発行者が記載されていない。

しかしながら、申立期間当時は社会保険事務所の記録及びA社C支社保管の被保険者台帳により、同社において厚生年金保険に加入していることが確認でき、給与から控除されている厚生年金保険料も申立当時の標準報酬月額による保険料控除額と一致し、同社に照会したところ、申立人が所持している給与明細書は同社で発行したものに間違いないと述べている。

また、申立人は、申立期間にD社E支社に勤務していたと主張しているが、実際に勤務していた支部名及び同僚の名前の記憶が無い上、同事業所に係る雇用保険の記録も確認できない。

なお、当該事業所に照会したが、資料等が保存されておらず、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用についての事実を確認できない。

さらに、申立期間に当該事業所に勤務していたことが確認できる者に照会したところ、「申立人の名前に記憶は無いが、申立当時、営業社員は入社後3か月間の試用期間があり、自分もその期間は給与から厚生年金保険料が控除されていなかった。」と述べている。

加えて、厚生年金保険被保険者原票には、申立人の名前は記載されておらず、整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立期間の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③について、申立人が所持している住所がF社G支社になっている申立人あてのはがき及び同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは推認できるが、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は無く、申立人も、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

また、当該事業所に照会したが、資料等が保存されておらず、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用についての事実を確認できない。

なお、申立人の同僚についても、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であった形跡は無く、申立期間に当該事業所に勤務していたことが確認できる者に照会したところ、「申立人の名前に記憶は無いが、営業社員は、資格試験に合格しなければ商品の販売ができず、3か月程度は社員になれなかった。」と述べている。

さらに、雇用保険の加入記録においても、申立期間における申立人の記録は存在しない。

加えて、厚生年金保険被保険者原票には、申立人の名前は記載されておらず、整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてすべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立期間の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 4 月 1 日から 49 年 4 月 1 日まで
② 昭和 51 年 1 月 1 日から 52 年 1 月 11 日まで

昭和 47 年 6 月に A 社に入社後、52 年 1 月に会社が倒産するまで勤務していた。夫の父親がこの会社の代表で、夫は専務であったので、申立期間に厚生年金保険に加入していたのは間違いない。当時の給与明細書は残っていないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社に昭和 46 年 6 月から同社が倒産するまで勤務し、51 年 7 月から同社の取締役であった者の供述及び申立人と同時期に当該事業所に勤務していた複数の同僚の供述から判断すると、申立人が両申立期間において当該事業所に勤務していたことは認められるが、申立人が両申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立人も、保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

また、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は昭和 52 年 1 月 11 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も既に死亡しているため、申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用について確認できない。

さらに、申立期間①については、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立人は当該事業所において、被保険者番号 xx 番として昭和 47 年 6 月 8 日に資格取得、48 年 4 月 1 日に資格喪失していることが確認でき、一緒に勤務していたという配偶者等には、48 年の定時決定がなされているところ、申立人は当該記録が無い。このように、同年の定時決定の記録

が無いのは、申立人は事業主から 48 年 4 月に厚生年金保険の資格を喪失した旨の届出が提出されたためであると考えられる。

社会保険事務所の記録によると、当該事業所において取締役であった者や長期間勤務していたと思われる者の中にも、申立人と同様に厚生年金保険資格の取得及び喪失を繰り返している者が存在していることが確認できる。

加えて、申立期間②については、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立人は当該事業所において、被保険者番号 yy 番として昭和 49 年 4 月 1 日に資格取得、51 年 1 月 1 日に資格喪失したことが確認できるが、51 年 1 月には被保険者 24 人中 17 人が厚生年金保険の資格を喪失しており、前述の取締役に照会したところ、「当該事業所は、倒産（52 年 1 月）する 1 年くらい前から会社の経営状態が悪く、そのころから倒産するするかもしれないという雰囲気はあった。」と述べていることから、事業主は特定の従業員について、厚生年金保険の資格喪失の手続を行ったと考えられる。

このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年4月1日から31年1月31日まで

申立期間については、A社B工場に勤務していたが、その間の厚生年金保険の記録が欠落している。当該事業所には知人が勤務しており、その人の紹介で臨時職員として勤務した。

厚生年金保険料控除の事実が確認できる資料等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

また、A社には、当時の資料は保存されておらず、申立人の申立期間に係る勤務実態や厚生年金保険の適用状況等について確認できない。

なお、申立人を紹介したとする同僚は、申立人を当該事業所に紹介したことには間違いが無いが、勤務場所が違うことから申立人の勤務期間までは記憶していない。

さらに、社会保険事務所の記録より、申立期間に当該事業所に勤務していたことが確認できる者に照会したが、「申立人の名前に記憶が無い。」と述べている。

加えて、前述の同僚は、社会保険事務所の記録によると、入社日から1年以上経過してから厚生年金保険に加入している。

その上、厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は記載されておらず、整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え

難い。

このほか、申立期間の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 8 月 20 日から 51 年 1 月 1 日まで
申立期間についてはA市B区のC社に勤務しており、運転手であった。
厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等は無いが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険事務所の記録によると、C社は、平成9年5月31日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主の所在も不明であることから、申立人に係る勤務実態及び申立人が申立期間の厚生年金保険料を控除されていた事実を確認することはできない。

さらに、申立人は、当該事業所において3人の同僚と一緒に勤務していたと主張するが、このうち二人は当該事業所で厚生年金保険の被保険者であった形跡が無く、他の一人は被保険者であったことが確認できるものの既に死亡していることから、これらの者から、申立人の勤務状況等について確認することができない。

加えて、申立期間当時、当該事業所で被保険者であった者6人に照会したものの、申立人が申立期間において当該事業所で勤務していたことを裏付ける供述は得られない上、当該6人のうち3人は、自身が記憶している入社日と社会保険事務所の資格取得日に係る記録を比較したところ、入社日より2か月から1年以上遅れて厚生年金保険の被保険者資格を取得している。

なお、雇用保険の記録においても、申立人の当該事業所における加入記録は

存在しない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 11 月 15 日から 42 年 7 月 1 日まで
A社と一緒に勤務していた同僚に誘われて、昭和 41 年 11 月 15 日にB社C事業所に移り、正社員のD職として勤務した。
厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のB社C事業所に入社した経緯や勤務の状況に関する供述が具体的であることから判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できるが、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料はない。

また、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は、昭和 44 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主の所在も不明であることから、申立人が厚生年金保険の適用を受けていたことを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、社会保険事務所の記録により、申立人が当該事業所に入社する契機となった同僚については、当該事業所における厚生年金保険の加入記録は確認できるものの、昭和 41 年 7 月 7 日にA社で被保険者資格を喪失してから同年 12 月 1 日にB社C事業所で被保険者資格を取得するまでの約 5 か月間については、厚生年金保険の加入記録が確認できず、同人は既に死亡しているため、この間の勤務状況、厚生年金保険の加入状況等について確認することはできない。

加えて、申立期間において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であった者5人に照会したところ、このうち入社時期の供述が得られた4人は、いずれも入社3か月後から2年後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できるとともに、当該5人のうち3人が、「入社後3か月から4か月の試用期間があった。」と供述している上、このうち一人が、「当時のE業界には会社間の移籍について規制があり、会社を退職した後、いったんF協会の会員として移籍先の会社に数か月間派遣され、その後、移籍先の会社での試用期間を経て本採用となった。」と供述していることを踏まえると、当該事業所では、採用後、一定期間をおいて厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を行っていたと考えられる。

その上、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者原票には、申立人の名前は記載されておらず、一方、同原票において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

なお、雇用保険の記録においても、申立人の当該事業所における加入記録は存在しない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情等はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月 1 日から 34 年 1 月 1 日まで

申立期間は、A市のB社構内にあるC社で、臨時職員として、D作業やE作業の仕事をしていた。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の複数の同僚の供述から判断すると、申立人が、期間の特定はできないものの申立期間中にC社に勤務していたことが推認できるが、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料はない。

また、申立人に係る厚生年金保険の適用状況について事業主に照会したものの、同保険の適用を受けていたことを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚二人のうち、一人は当該事業所で厚生年金保険の被保険者であった形跡が無く、他の一人は被保険者であったことは確認できるものの、その所在が不明であることから、これらの者から、申立人の勤務状況等について確認することができない。

加えて、当該事業所で申立期間前後に厚生年金保険の被保険者であった者6人に照会したところ、このうち申立人と同様に作業職であったことが確認できた5人は、いずれも、入社1年後から2年後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、このうち入社1年半後に被保険者資格を取得している者は、「入社1年後に正社員となり、さらにその6か月後に厚生年

金保険に加入した。」と供述しているとともに、事務職であった者3人のうち二人は、いずれも「臨時職員は厚生年金保険に加入させていなかった。」と供述していることを踏まえると、当該事業所では、臨時職員として採用され、正社員となった後、一定期間において厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を行っていたものと考えられる。

その上、社会保険事務所が保管する当該事業所の被保険者原票には、申立人の名前は記載されておらず、一方、同原票において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年7月1日から34年1月1日まで
② 昭和34年1月1日から同年5月18日まで

申立期間①は、A社の、名称は記憶していないがB市C区にあった事業所で、D職として勤務していた。

申立期間②は、B市C区にあったE協会に勤務しており、B市内の会社を回ってF手続の勧奨をしていた。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、両申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 両申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料はない。

2 申立期間①については、申立人は、事業所の名称を正確に記憶していない上、当該事業所において、当時二人の同僚等と一緒に勤務していたと主張するものの、いずれも申立人が名字しか記憶していないため個人の特定ができず、これらの者から、申立人の勤務場所、勤務状況等について確認することができない。

また、社会保険事務所の記録によると、A社のB市内に所在する支社等で、申立期間①において厚生年金保険の適用事業所であったのは、同社B支店（現在は、A社F支社。以下同じ。）のみであることが確認できることから、申立期間①前後において同支店で被保険者であった者のうち、生存が確認された3人に照会したところ、このうち申立期間①において同支店で被保険者であった一人は、「申立人については知らない。」と供述しており、申立人の

勤務状況、厚生年金保険の適用状況等に係る供述は得られなかった。さらに、当該3人のうち二人は、自身が記憶している入社日と社会保険事務所の資格取得日の記録を比較したところ、入社日からそれぞれ4か月、10か月遅れて厚生年金保険の被保険者資格を取得している。

加えて、当該事業所及びA社健康保険組合に照会したところ、当時の資料は廃棄しているため、申立人の勤務状況等については確認できなかった。

その上、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は記載されておらず、一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

- 3 申立期間②については、申立人は、事業所の名称を正確に記憶していないほか、同僚等の氏名を記憶していないため、これらの者から、申立人の勤務状況等について確認することができない。

また、社会保険事務所の記録によると、E協会等の名称でB市C区に所在する厚生年金保険の適用事業所は、GE協会のみであることが確認できるが、当該事業所が同保険の適用事業所となったのは、申立期間②から3年8か月経過した昭和38年1月1日であることが確認できる。

- 4 このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 6 月 21 日から 46 年 6 月 17 日まで

昭和 43 年 11 月 30 日から 47 年 4 月 20 日まで A 商店街内にあった B 店に勤務していた。同店は C 商品、D 用品などを販売しており、途中、売り場の異動もあったが、継続して勤務していた。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料はない。

また、社会保険事務所の記録によると、申立期間当時、A 商店街内の店舗の従業員について一括して厚生年金保険の適用事業所となっていた E 協同組合は、平成 13 年 3 月 1 日に適用事業所に該当しなくなっており、申立期間当時の事業主の所在も不明であることから、申立人に係る勤務実態及び申立人が申立期間の厚生年金保険料を控除されていた事実を確認することはできない。

さらに、申立人が B 店で一緒に勤務していたとする同僚 6 人のうち 3 人は、申立期間において E 協同組合で厚生年金保険の被保険者であった形跡が無く、他の一人は申立人が名字しか記憶していないため個人を特定することができない上、申立期間において同組合で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できた二人に照会しても、申立人が申立期間において B 店で勤務していたことを裏付ける供述は得られなかった。

加えて、雇用保険の記録について確認したところ、申立人の B 店に係る雇用保険被保険者記録は、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録と合致する。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 4 月 1 日から 32 年 5 月 2 日まで

申立期間は、A社B支店に臨時職員として勤務し、C業務の助手やD業務を行っていた。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間においてA社B支店に勤務していたことは推認できるが、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料はない。

また、E保険組合に照会したところ、当時の資料は廃棄しているため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況については確認できなかった。

さらに、A社F支店に対し、申立人に係る厚生年金保険の適用状況等について照会したところ、「当時、臨時職員については厚生年金保険に加入させていなかった。」との回答があった。

加えて、申立人が一緒に勤務していたとする同僚のうち、個人が特定でき、生存が確認された3人に照会したものの、回答があった二人のうち一人は、当該事業所において厚生年金保険に加入した形跡が無い上、「自分は臨時職員であった。」と供述しており、他の一人は、「当時、申立人はG資格も持っていなかったため、正式な採用ではなく、厚生年金保険にも加入していなかったと思う。」と供述していること、及び当該事業所において申立期間前後に被保険者であった者二人に照会したところ、このうち入社時期に関する供述があった

一人については、入社から6年後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることを踏まえると、当該事業所では、臨時職員について、採用後、一定期間をおいて厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を行っていたと考えられる。

その上、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は記載されておらず、一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情等はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 7 月 26 日から 43 年 9 月 9 日まで
② 昭和 48 年 6 月から同年 12 月まで

申立期間①は、A社からB社、C社、D社と名称は変更したが、同一の会社に代表者として勤務していた。

申立期間②は、E社に短期間であったが勤務をしていた。

厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等は無いが、各申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 両申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

2 申立期間①については、A社の商業登記簿謄本により、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は、昭和 41 年 8 月 25 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている一方で、B社が同保険の適用事業所となったのは 43 年 9 月 9 日であることが確認できることから、申立期間のうち昭和 41 年 8 月 25 日から 43 年 9 月 9 日までの期間については、申立ての事業所はいずれも適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人が一緒に勤務していたとする申立人の妻は既に死亡しているほか、A社において申立人と同日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した者やB社において申立人と同日に同保険の被保険者資格を取得した者に照会しても、申立期間について厚生年金保険料が給与から控除されていたこと

をうかがわせる供述は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情等はない。

- 3 申立期間②については、E社の商業登記簿謄本により、申立人が、申立期間②以前の昭和43年5月31日に同社の取締役を退任していることが確認でき、ほかに申立人が同日以降に同社で勤務していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は、厚生年金保険の適用事業所であった形跡が無い。

さらに、社会保険事務所の記録により、申立人が当該事業所の代表者であったとする者は申立期間において厚生年金保険に加入していた形跡が無いほか、商業登記簿謄本により当該事業所の役員であったことが確認でき、かつ、年金記録が確認できた一人については、厚生年金保険に加入していた形跡が無い。

加えて、雇用保険の記録においても、申立人の当該事業所における加入記録は存在しない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情等はない。

- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 510

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 8 月 1 日から 40 年 3 月ごろまで
昭和 39 年 8 月に A 県 B 局 C 課に採用され、C 課と D 課でそれぞれ約 3 か月間、アルバイトとして勤務し、40 年 3 月ごろまで在籍していた。C 課では E 業務のほか雑用を行い、D 課では F 業務を行っていた。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料はない。

また、社会保険事務所の記録によると、A 県 B 局 C 課が厚生年金保険の適用事業所であった形跡は無く、一方、A 県 B 局 G 部 D 課が適用事業所となったのは、昭和 40 年 4 月 1 日であり、申立期間については適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、申立人が一緒に勤務していたとする同僚は、A 県 B 局 G 部 D 課の被保険者名簿には該当が無い上、申立人が名字しか記憶していないため個人の特定ができず、同人から、申立人の勤務状況等について確認することができない。

加えて、当該事業所が適用事業所となった昭和 40 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得した 10 人のうち、生存が確認され、かつ、所在が特定できた一人に照会したものの、申立人が当該事業所で勤務していたことを裏付ける供述や、当該事業所における厚生年金保険の加入状況に係る供述は得られなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年5月から同年12月まで
② 昭和36年4月から同年12月まで

昭和32年から37年まで、毎年、A省B局C部のD事務所に期間雇用のE業務員として勤務していたが、社会保険事務所に当該事業所における厚生年金保険の加入記録を照会したところ、35年と36年の加入記録が無いとの回答を受けた。

申立期間における保険料の納付を示す給与明細書等資料は無いが、同僚5人の名簿を提出するので、申立期間について、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等はない。

また、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用について当該事業主に照会したところ、これらの事実を確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、当該事業所の複数の同僚に照会したが、いずれも「申立人がC部のD事務所に勤務していたのは覚えているが、申立期間に当該事業所に勤務していたか否かまでは記憶に無い。」と供述しており、申立人の勤務実態を確認できる供述を得ることはできなかった。

加えて、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において申立人の名前の記録は無く、整理番号の欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

なお、申立人は社会保険事務所の記録から、申立期間のうち、②の期間について国民年金に加入し、国民年金保険料を納付している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 3 月 26 日から 46 年 1 月 5 日まで
② 昭和 46 年 7 月 1 日から 48 年 5 月 1 日まで

昭和 44 年 4 月から 46 年 6 月まで、A 社（現在は、B 社。以下同じ。）に C 職として勤務した。

この間の厚生年金保険の加入状況について、社会保険事務所に照会したところ、申立期間①について加入記録が無いとの回答であった。

昭和 46 年 7 月から 48 年 5 月まで、D 社（現在は、E 社。以下同じ。）に C 職として勤務した。

この間の厚生年金保険の加入状況について、社会保険事務所に照会したところ、申立期間②について加入記録が無いとの回答であった。

両申立期間について、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、申立期間①における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる資料が無い。

また、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用について A 社に照会したところ、これらの事実を確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人は同僚の名前を記憶しておらず、社会保険事務所の記録から、当時、当該事業所に勤務していた同僚二人に照会したが、申立人の申立期間①に係る勤務実態を確認できる関連資料、供述を得ることはできなかった。

加えて、申立人の当該事業所における厚生年金保険の被保険者記録と雇用

保険の被保険者記録はほぼ一致しており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主は社会保険事務所の記録どおりに厚生年金保険の被保険者資格の取得及び喪失を届けたものと考えられる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人は、申立期間②における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる資料が無い。

また、事業主から、「昭和42年ごろ、D社のF部門が独立し、G社が設立された。このため、申立期間当時、D社のH業務は、G社の従業員が担当していた。当時、D社とG社の人事労務管理は明確に区分されていなかったため、申立人はG社に採用となったものを、D社に採用となったものと誤解したと思われる。」との供述があった。

さらに、G社の経理担当者ら複数の者からも、「申立人は、申立期間②当時、G社の従業員であった。」との供述があった。

これら事業主及びG社の従業員の供述から判断すると、申立人は申立期間②のうち、雇用保険の記録から別の事業所における勤務が確認できる昭和47年5月8日から同年10月20日までの期間を除いた期間において、時期は特定できないものの、G社に勤務し、申立人が勤務していたとするD社には勤務していなかったものと認められる。

加えて、社会保険事務所の記録では、G社は、昭和48年8月に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②当時は、厚生年金保険の適用事業所に該当しないことが確認できる上、G社の経理担当者からは、「申立期間②当時、G社は厚生年金保険に加入していなかったため、申立人の給与から保険料を控除していない。」との供述があった。

その上、社会保険事務所が保管するD社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間②において申立人が厚生年金保険の資格を取得した記録は無く、整理番号の欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものと考え難い。

このほか申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。